



# 現在の財政事情

## 歳入2億1千万円こえる

41年度の決算見込みで

町の財政事情が公表されました。この財政状況は、七月一日現在のもので、四十一年度、四十二年度の各会計の状況が発表されたものです。

広報では、町の条例の定めによるところにより、そのあらましをお知らせいたします。

秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動が、十月二十二日から三十一日まで実施されます。

交通事故の件数、死者、けがの数です。全国では毎日五分おきに六件交通事故が起きる人が死ぬかけがをして

予算三億二千六百十四万円に対し、収入は五千三百五万八千円で、収入率十六・一七%、支出は二千九百二万九千円で、支出率八・九〇%です。

予算六千六十万六千円に対し、収入は九百六十六万三千円で、収入率十五・九二%、支出は八百八万八千円で、支出率十三・三三%です。

予算三百三万一千円に対し、収入は二十八万八千円、支出二十六万六千円です。

予算二百三万一千円に対し、収入と小幡簡易水道会計は公営企業法の適用を受けることになり、財政状況の公表は、今回から別に行なわれます。

予算二百三万一千円に対し、収入と小幡簡易水道会計は公営企業法の適用を受けることになります。また保険給付費については、歳出額五千八百十四万一千円のうち、八九・九六%をしめております。

予算二百三万一千円に対し、収入と小幡簡易水道会計は公営企業法の適用を受けることになります。また保険給付費については、歳出額五千八百十四万一千円のうち、八九・九六%をしめております。

### 各会計の決算見込み

四十一年度の各会計の決算見込みは、次のとおりです。

#### 一般会計

歳入二億一千五百四十六万三千円で、歳出一千九千八百八十八万五千円が四十二年度へ繰り越されることになりました。

歳入五千七百五十七万七千円、歳出五千八百十四万一千円で、差引五千六十六万四千円の赤字です。これを被保険者一人当たりで比較してみると、保険料は千七百五十円、年間受診件数は三件、診療費六千五百九円、(内訳、町負担分四千七百七十一円)うち國庫負担二千五百八十六円)被保険者負担分二千三十七円)國庫負担分五十一円)になります。

#### 国民健康保険会計

歳入五千七百五十七万七千円、歳出五千八百十四万一千円で、差引五千六十六万四千円の赤字です。これを被保険者一人当たりで比較してみると、保険料は千七百五十円、年間受診件数は三件、診療費六千五百九円、(内訳、町負担分四千七百七十一円)うち國庫負担二千五百八十六円)被保険者負担分二千三十七円)國庫負担分五十一円)になります。

**財産と借金**  
 ○土地 195万8,934m<sup>2</sup>  
 ○建物 2万2,499m<sup>2</sup>  
 ○積立金・基金 1,481万1,264円  
 ○公債 一般会計 6,149万3千円

四十一年度決算見込み、四十二年度予算で比較すると別表のとおりです。

### 住民と税など

四十一年度決算見込み、四十二年度予算で比較すると別表のとおりです。

		町税総計		町民税		固定資産税		軽自動車税		たばこ消費税	
項目	年齢	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り
41	3,287	16,567	603	3,041	1,446	7,290	249	1,256	706	3,560	
42	3,476	17,520	603	3,038	1,515	7,637	257	1,298	863	4,349	
		電気ガス税		木引・鉱産税		地方交付税		歳入合計		歳出合計	
項目	年齢	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り	1人当り	世帯当り
41	264	1,329	18	91	5,507	27,755	15,496	78,096	14,144	71,288	
42	227	1,142	11	54	5,518	27,814	23,453	118,209	23,453	118,209	

道路交通法の一部が改正され、十一月一日から実施されます。これは、交通事故の防止および交通違反の処理の合理化をねらいとするもので、改正されたおもなものは、次のとおりです。

横断歩行者を保護するため、横断歩道の直前で前の車が停車しているときは、安全を確保するため、一時停止をしなければなりません。また、横断歩道の手前三十メートル以内では、追越しはもちろん、追抜きへ進路を変えず直進のまま前の車を追い抜くこと)も禁じられます。なお、これら反者は三万円以下の罰金になりました。また、安全運転者が適用されます。

従来の三万円以下の罰金から、三ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金になりました。また、大型自動車の資格年令が十八歳から二十歳に引き上げられるとともに、小型自動車(二輪を除く)以上の運転経験が二年以上の者でな

に権利が二年以内に改められるとともに、改正されることがあります。

この制度によると、比較的軽い違反だけを反則行為とし、反則行為をした者は通告によって一定期間止します。なお、これら

を受けた期間は、免許の取消しを受けた場合は、免許の効力を二十日間仮停止します。この制度によると、免許の効力を二十日間仮停止することができます。

免許の効力を二十日間仮停止することにより、免許の効力を二十日間仮停止することができます。

免許の効力を二十日間仮停止することにより、免許の効力を二十日間仮停止することができます。